

各生涯学習事業運営代表者 様
各利用団体代表者 様

仙台市教育委員会
教育長 福田 洋之

学校を活動場所とする各種生涯学習事業の休止期間の延長について
【新型コロナウイルス感染症関係】

日頃より生涯学習事業にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、学校を活動場所とする各種生涯学習事業については、令和 4 年 2 月 1 日付 R3 教生第 3034 号にて休止しているところですが、今般、宮城県による「緊急特別要請」の期間の延長を受け、休止期間を延長することといたしましたのでお知らせいたします。

市内の新型コロナウイルス感染者数は暮らしの身近な場面で増加し続けており、引き続き予断を許さない状況が続いています。各運営団体代表者の皆さまにおかれましては、感染拡大防止に向けた取り組みにご協力いただいていることと存じますが、皆様の健康と社会機能を守るため、引き続き新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止について、ご理解・ご協力くださいますようお願いいたします。

なお、今後の状況を踏まえ、本件の取扱いに変更が生じる場合は、改めて通知いたします。

記

1. 各種生涯学習事業は、令和 4 年 3 月 21 日（月・祝）まで休止期間を延長する。

※1 スポーツ少年団の活動及び高校生以下を対象とする事業やスポーツ団体活動について

は、学校施設外であっても活動を自粛して下さい。

※2 上記※1 以外については、学校施設以外の市民利用施設等で実施する場合の活動を一律制限するものではありませんが、活動する場合は、実施可否を慎重に検討・判断いただくとともに、止むを得ず活動する場合は、感染防止策を徹底し、各施設の基準に則した利用及び活動をお願いします。

※3 年度末に行う会計処理など、学校内で行う必要な事務作業については、学校と調整の上、感染予防に十分留意しつつ、最少人数・時間の範囲で行っていただくようお願いいたします。

2. 本通知の対象となる生涯学習事業は、以下の事業とする。

- 社会学級
- 学校施設開放（スポーツ開放／自由活動開放）
- 放課後子ども教室事業
- マイスクールプラン 21 推進事業
- 学校図書室等開放事業
- 土曜日の教育支援体制等構築事業